

大社2022発10号
令和4年8月21日

組合員 各位

大分県社交飲食業生活衛生同業組合
理事長 佐藤 昭次郎

新型コロナウイルス感染症特別貸付について(9月まで)

平素から、当組合事業の実施にあたりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国のコロナの対応がハッキリしない中、このままでは、社交飲食業界は営業継続困難になりかねない状況です。今後、営業規制やそれに伴う協力が金が出ない事を見通せば、新型コロナウイルス感染症を第5類相当に下げ、それにとまなう医療体制を整え、経済活動の活性化に向けた十分な財政措置と9月末までになっている政策金融公庫のコロナ特別貸付の延長を要請するよう自民党県連に要望書を提出しました。また8月29日には自民党県議連と懇談会が開催されます。佐藤理事長、長尾副理事長が出席し状況報告いたします。

この状況下で資金繰り支援のためのご案内をさせていただきます。
既に公庫より融資を受けている方も追加融資ができますので、ご相談ください。特別貸し付けは9月末までが期限となっています

日本政策金融公庫の1)新型コロナウイルス感染症特別貸付及び新型コロナ関連の2)生活衛生改善貸付(以下コロナ改善貸付)などの取扱期間(申込期限)は今年6月から9月末に延長されています。二つの貸付制度に対応した利子補給制度も取扱期間が9月末までに延長されています。また、いずれも当初3年間、規定の利率から0.9%低減されています。

- 1) 生活衛生新型コロナ貸付
設備資金、運転資金とも融資限度額8000万円(別枠)
返済期限20年以内(うち据置期間5年以内)
- 2) コロナ改善貸付(衛経・小規模組合員向け)

設備資金、運転資金とも融資限度額1000万円(別枠)

返済期間

設備資金 10年以内(うち据置期間4年以内)

運転資金 10年以内(うち据置期間 3 年以内)

一定の要件を満たした中小の借入対象者に当初3年分の利子補給(実質無利子)が行われている。

下記の書類をお申し込みの際ご用意下さい。

記

1、 確定申告書

- ① 個人事業主の場合 令和 1～3 年(昨年)の3年分の確定申告書、
- ② 法人の場合 決算書 3 期分

2、 売上高確認資料

- ① 令和元年～3年(昨年)の各月ごとの売上高がわかる資料(元帳、ノート)
- ② 今年1月から直近月までの売上高がわかる資料

3、 初めて借入する場合

- ・本人確認ができる書類コピー(免許証)
 - ・営業許可書写し
- *事前確認をさせていただきます。

4、 既存公庫借入がある場合

- ・お支払額明細表

(公財)大分県生活衛生営業指導センター 担当 荒木

TEL097-537-4858 FAX097-533-2117

大分県社交飲食業生活衛生同業組合 担当 水田

TEL097-544-6164 FAX097-544-6159